

生駒市条例第 2 4 号

生駒市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 4 年 6 月 2 8 日

生駒市長 山下 真

生駒市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 生駒市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 4 3 年 1 2 月生駒市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条に次の 1 号を加える。

(8) 災害派遣業務手当

別表第 2 項を削り、同表第 3 項を同表第 2 項とし、同表第 4 項を同表第 3 項とし、同表第 5 項中

環境衛生業務手当	野犬等の捕獲若しくは死体処理又ははち類の駆除に従事した職員 下水路の汚泥取出し作業に従事した職員	勤務 1 回につき	800 円	を
	清掃施設において処理機械故障時等の汚物取出し作業に従事した技能職員	日額	4,500 円	
	清掃施設に勤務する技能職員で清掃作業に従事したもの 清掃施設において臨時に清掃作業に従事した職員又は臨時に粗大ごみ若しくは大量ごみの収集作業に従事した職員	日額	750 円(臨時に作業に従事した職員にあっては、1,000 円)	

環境衛生業務手当	動物の死体処理又は有害鳥獣等の捕獲若しくは駆除に従事した職員 下水路の汚泥取出し作業に従事した職員	日額	400 円	に改め、
	清掃施設に勤務する技能職員で清掃作業に従事したもの	日額	420 円	

同項を同表第 4 項とし、同表第 6 項中

消防防災手当	火災又は水防の現場において業務に従事した職員	勤務 1 回につき	500 円	を
	救急現場において救急業務に従事した職員	勤務 1 回につき	300 円(救急救命士として救急業務に従事した職員にあっては、500 円)	
	はしご付き消防ポンプ自動車の塔上において、消防活動又は防火訓練指導に従事した職員	勤務 1 回につき	500 円	
	消防活動又は防災活動のため午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員	勤務 1 回につき	500 円	

消防防災手当	火災又は水防の現場において業務に従事した職員	勤務 1 回につき	250 円	に改め、
	救急現場において救急業務に従事した職員	勤務 1 回につき	150 円(救急救命士として救急業務に従事した職員にあっては、300 円)	
	午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に消防活動又は防災活動に従事した職員(職務の級が 6 級以上の職員に限る。)	勤務 1 回につき	500 円	

同項を同表第 5 項とし、同表第 7 項を同表第 6 項とし、同表第 8 項を同表第 7 項とし、同表に次の 1 項を加え、同表備考を削る。

8	災害派遣業務手当	災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)が適用された市町村(特別区を含み、本市を除く。以下同じ。)の区域内において、当該市町村の事務遂行の支援に関する業務に従事した職員	日額	1,000 円(心身に著しい負担を与える業務に従事したと市長が認める場合にあっては、1,000 円を加算する。)
---	----------	---	----	--

第 2 条 生駒市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第 4 項中

環境衛生業 務手当	動物の死体処理又は有害 鳥獣等の捕獲若しくは駆 除に従事した職員 下水路の汚泥取出作業に 従事した職員	日額	400 円	を
	清掃施設に勤務する技能 職員で清掃作業に従事し たもの	日額	420 円	

環境衛生業 務手当	動物の死体処理又は有害 鳥獣等の捕獲若しくは駆 除に従事した職員 下水路の汚泥取出作業に 従事した職員	日額	400 円	に改め、
--------------	---	----	-------	------

同表第 5 項中

消防防災手 当	火災又は水防の現場にお いて業務に従事した職員	勤務 1 回に つき	250 円	を
	救急現場において救急業 務に従事した職員	勤務 1 回に つき	150 円(救急 救命士とし て救急業務 に従事した 職員にあっ ては、300 円)	
	午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に消防活動 又は防災活動に従事した 職員(職務の級が 6 級以上 の職員に限る。)	勤務 1 回に つき	500 円	

消防防災手 当	救急救命士の資格を有 し、消防業務に従事した 職員	月額	1,000 円	に改める。
	午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に消防活動 又は防災活動に従事した 職員(職務の級が 6 級以上 の職員に限る。)	勤務 1 回に つき	500 円	

附 則

(施行期日)

1 この条例中第1条及び次項の規定は平成24年7月1日から、第2条及び附則第3項の規定は平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の生駒市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、平成24年7月1日以後の勤務に係る特殊勤務手当について適用し、同日前の勤務に係る特殊勤務手当については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の生駒市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、平成25年4月1日以後の勤務に係る特殊勤務手当について適用し、同日前の勤務に係る特殊勤務手当については、なお従前の例による。